

別紙第8

生活再建段階の計画

要旨	<p>武力攻撃災害の復旧、復興は、国民保護措置終了後の当時の状況によるところが大きいため、この段階については、大綱を計画します。</p> <p>復旧、復興に当たっては、当時の状況を考慮して本計画に基づき、県や関係機関・団体と連携し、具体的に「復旧、復興計画」を定めて実施します。</p>
----	--

関連する計画

市	復旧、復興計画
県	市街地復興基本計画、中山間地復興基本方針
	市街地復興基本計画、中山間地復興基本計画

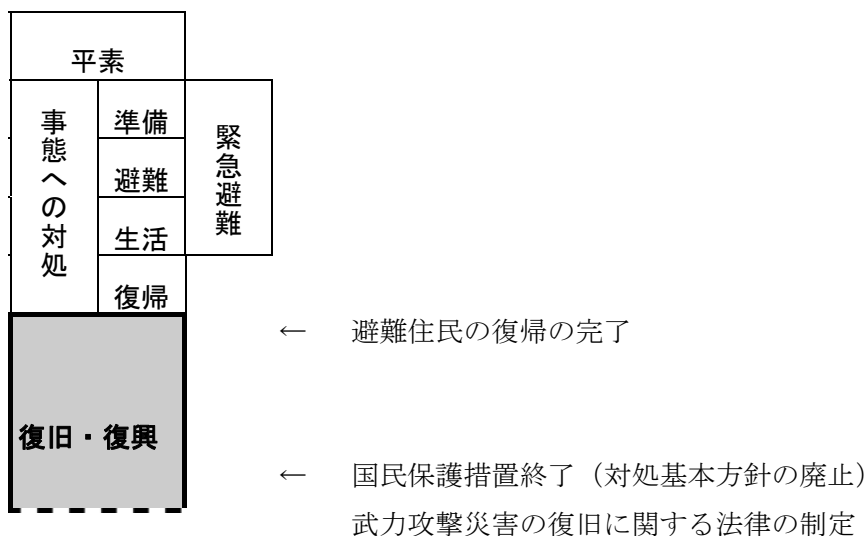
避難タイプとの関連（※避難タイプ：第2章1（3）参照）

<p>避難タイプによる違いはなく、共通です。</p> <p>対処は、当時の状況によります。</p>

1 状況

(1) 期間

復帰地域への復帰が完了した段階からの期間



(2) 別紙第1 「情報計画」参照

2 構 想

(1) 段階区分

「生活再建段階」は、以下の2段階に区分します。

- ア 復旧段階
- イ 復興段階

(2) 復旧段階

ア 活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、避難先地域からの復旧後は、**県や関係機関・団体と連携**して、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。

この際、**復旧住民の支援及びライフラインの復旧**を重視します。

イ 実施概要

復旧については、当時の状況による**ところが大きい**ため、以下のとおり**大綱**を計画します。

「復旧に要する財政措置」については、**事態終了後に整備される法律や各種支援制度**などに基づき**的確かつ迅速**に対応します。

項目	基本的考え方
生活支援	武力攻撃災害等により被害を受けた住民生活の早期の回復を支援するため、必要に応じ 弔慰金や見舞金等の支給、災害援護資金などの貸付、租税等徴収猶予及び減免等の措置 を実施
復旧住民の生活支援 住民相談窓口の設置	<p>復旧住民、特に武力攻撃災害等による被災住民は、当面の生活資金や住宅の問題、仕事や医療、教育など日々の生活の様々な不安や問題を抱え、法律的な助言や制度的な支援、心のケアまで多様な相談窓口や機会を求めていると考えられることから、住民生活の回復、復興に関する広範囲な相談を一カ所で受付、必要な情報を一元的に提供できる相談窓口を開設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を企図 2 的確かつ迅速な相談業務を行うため、関係課と密接な連携を企図 3 相談内容、被害状況等について、県、関係機関等と連携を密にして、共同した相談体制を整備 4 必要に応じ、総合支所等にも相談窓口を設置
義援金、 救援物資の 受付・配分	<p>義援金、救援物資を確実、迅速に被災者に配分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般から拠出された義援金 2 一般から拠出された救援物資で市に寄託されたもの及び県又は日赤県支部から送付された救援物資
住宅の復旧	県（生活環境部）、関係機関・団体と連携し、 資機材、用地の確保、応急仮設住宅の建設、り災証明の発行 その他の支援施策を実施

ライフライン等の復旧	ライフライン、公共施設の復旧は、各実施責任者において実施 市（各担当部局）は、上下水道、市立病院、市役所等の施設を復旧するとともに、県、関係機関・団体と連携し、市内ライフライン・公共施設の計画的かつ迅速な復旧に努力															
	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>交通基盤の復旧</td> <td>: 道路、鉄道、空港、港湾など</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ライフラインの復旧</td> <td>: 上下水道、電気、水道、ガス、電話など</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>医療施設の復旧</td> <td>: 市立病院など</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>公共施設の復旧</td> <td>: 市役所、総合支所など</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>その他の復旧</td> <td>: 公共土木施設、社会福祉施設、市営住宅など</td> </tr> </table>	1	交通基盤の復旧	: 道路、鉄道、空港、港湾など	2	ライフラインの復旧	: 上下水道、電気、水道、ガス、電話など	3	医療施設の復旧	: 市立病院など	4	公共施設の復旧	: 市役所、総合支所など	5	その他の復旧	: 公共土木施設、社会福祉施設、市営住宅など
	1	交通基盤の復旧	: 道路、鉄道、空港、港湾など													
2	ライフラインの復旧	: 上下水道、電気、水道、ガス、電話など														
3	医療施設の復旧	: 市立病院など														
4	公共施設の復旧	: 市役所、総合支所など														
5	その他の復旧	: 公共土木施設、社会福祉施設、市営住宅など														
教育施設の復旧	<p>市立学校など教育施設が被害を受けた場合には、代替施設の確保などにより迅速に教育を再開するとともに、教育施設の早急な復旧に努力</p> <p>市（教育委員会）は、復旧段階において、県（教育委員会）と連携し、以下のとおり必要な業務を実施</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>学校運営の応急措置（応急教育その他）の実施状況について確認し、必要な対策を実施</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>児童生徒の学用品などの被災状況を調査し、必要な対応を実施</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>児童生徒に関するカウンセラーの配置等、必要な対応を実施</td> </tr> </table>	1	学校運営の 応急措置（応急教育その他）の実施状況 について確認し、必要な対策を実施	2	児童生徒の 学用品などの被災状況 を調査し、必要な対応を実施	3	児童生徒に関する カウンセラーの配置等 、必要な対応を実施									
1	学校運営の 応急措置（応急教育その他）の実施状況 について確認し、必要な対策を実施															
2	児童生徒の 学用品などの被災状況 を調査し、必要な対応を実施															
3	児童生徒に関する カウンセラーの配置等 、必要な対応を実施															
農林水産業の復旧	<p>県（農林水産部）、J A鳥取いなば、鳥取県東部森林組合、八頭中央森林組合、鳥取県漁業協同組合、千代川漁業協同組合、湖山池漁業協同組合等と連携して、農林水産施設等を復旧し、種苗、生産資材等調達・あっせんする等、農林漁業者が速やかに生産活動へ移行できるように実施</p> <p>また、農作物、家畜などの防疫に注意して生産と衛生を確保</p>															
その他	<p>武力攻撃災害等による大量の廃棄物の早急な回収、分別、処分を行い、被災地の迅速な復興と衛生環境の確保を企図</p> <p>市（下水道部）及び県（生活環境部）は、特例地域が指定され、特例基準が定められたときには、同基準に基づき迅速に処理</p>															
	<p>所要の損害等を保障するとともに、不服申立て、争訟等を処理</p>															
	<p>1 特殊標章等の回収</p> <p>国民保護措置の終了に伴い、職員等に交付した特殊標章等を回収</p> <p>2 赤十字標章等の回収</p> <p>使用許可を受けた赤十字標章等を回収し、必要に応じて県（福祉保健部）へ返却</p>															

(3) 復興段階

復興については、当時の状況によるところが大きいいため、大綱を計画します。

県は、復帰後、以下の活動方針と実施概要により、地域住民相互の助け合いを支援し、自助・共

助・公助の連携による「地域協働復興」を進め、「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、県民生活の再建を速やかに進めることとされています。

またこの際、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造を重視することとされています。

市（危機管理部ほか担当部局）は、県と密接に連携し、**市復旧、復興計画**を定めて、市内の生活復興、県土復興を推進します。また、**市内の保健福祉、地域医療の速やかな復興**に努めます。

ア 活動方針

活動方針は、**市、県とも共通**です。

項目	活動方針
生活復興	<p>1 教育復興 児童生徒等が武力攻撃災害前と同様に安定した教育を受けられるよう計画・実施 このため、各学校等を優先して復興するとともに、奨学金、授業料の減免等について住民へ周知</p> <p>2 産業復興 事業の再開、創業を支援し、住民の雇用を確保 このため、鳥取商工会議所、JA鳥取いなばなど関係機関・団体と連携し、生産基盤となる事業の再開、創業及び雇用の確保を実施</p>
県土復興	<p>1 市街地復興 被災後、市街地復興の「まちづくり」における行政の行動手順や役割分担を明確にして迅速かつ円滑な市街地復興を企図 このため被災状況の把握、市街地復興基本方針の策定、市街地復興基本計画の策定、復興対象地区区分の作成等を実施</p> <p>2 中山間地復興 被災後の中山間地復興における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な中山間地復興を企図 このため、被災状況の把握、中山間地復興基本方針の策定、中山間地復興基本計画の策定、復興対象地区の区分等を実施</p>

イ 実施概要

業務	大 綱
市街地の復興	<p>県は、市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を企図することとされています。この際、収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討し、また、被災した避難住民の建物、宅地等の応急対策・復興に関する支援を行うこととされています。</p> <p>市（総務部、都市整備部ほか担当部局）は、市内の市街地の状況を把握し、県と連携して復興に努めるとともに、必要に応じ市内の施設、用地などを提供</p>

<p>中山間地等の復興</p>	<p>県は、中山間地復興目標を定め県民生活の再建を企図することとされています。</p> <p>この際、中山間地域等は、県土の骨格部分であり、農業・農村の中で重要な地位を占めていることから、食料確保の点からも、早急に復興するよう努力することとされています。</p> <p>市（総務部、都市整備部、農林水産部）は、市内の中山間地域の状況を把握し、県と連携して復興に努力</p>
<p>商工業の復興</p>	<p>1 復興のための商工業金融対策の実施</p> <p>県（商工労働部）は、武力攻撃災害により被災した中小企業者に対する資金対策として、金融機関の融資並びに特別金融対策資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等により事業の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速にかつ円滑に行われるよう、次の措置を実施することとされています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府関係金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼 2 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続の簡易迅速化等について要請 3 金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を企図 4 鳥取県特別金融対策資金により長期低金利に資金を貸付 5 鳥取県中小企業設備近代化資金及び鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付を優先的実施 </div> <p>市（経済観光部ほか各担当部）は、県、鳥取商工会議所などと協力し、国、県、政府系金融機関及び商工会議所等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底</p> <p>2 被災者の就職支援</p> <p>市（経済観光部）は、鳥取労働局・鳥取公共職業安定所、県（商工労働部）などの労働関係機関と連携して、武力攻撃災害等により職を失った復帰住民に対する就職支援を実施し、雇用を確保することにより、復帰住民の生活の安定を企図</p>
<p>農林水産業の復興</p>	<p>県（農林水産部）は、被害を受けた農林漁業者及び団体に対し、復興資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等について指導あつせんを行い、農林水産業の生産力の維持と経営の安定を企図することとされています。</p> <p>市（企画推進部、農林水産部）は、県、JA鳥取いなば、鳥取県東部森林組合、八頭中央森林組合、鳥取県漁業協同組合、千代川漁業協同組合、湖山池漁業協同組合等と協力し、国、県及び農林水産業団体等が行う措置について農林水産事業者に周知徹底</p>
<p>教育の復興</p>	<p>市（教育委員会）は、県（教育委員会）と連携し、市立学校において必要な教職員を確保するなど、安定した教育の復興を推進</p>

	また、 奨学金、授業料減免制度の周知 などにより児童生徒等の就学を支援するとともに、必要に応じ 児童生徒等のPTSD（心的外傷後ストレス障害）対策 などを実施
文化財の保護	文化財の保護に関し、 必要な措置 を実施

(4) 復旧・復興対策本部

復旧・復興の実施に当たっては、市長を本部長とする**復旧・復興対策本部**を設置します。

3 各機関の役割**(1) 市（「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制を準用）**

各対策部	内 容
共 通	1 その他市長の命ずる事項、又は復旧・復興対策本部長の求める事項
統括部	1 復旧・復興の総括 2 復旧・復興対策本部の設置・運営 3 市内における復旧・復興の総合調整 4 復旧・復興に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 総合支所（対策支部）との連携及び情報収集・伝達に関すること
総務部	1 特殊標章等の回収 2 住民への食品、生活関連物資の確保、給与 3 職員のサービス、給与、動員、派遣、受入等 4 職員の活動支援、安否等に関すること 5 市有財産・車両等の管理、運用、提供、補修、復旧等 6 人権の擁護・救済 7 戸籍等の保護に関すること 8 外国人の保護に関すること 9 市役所庁舎等の復旧・復興 10 不服申立、争訟等の処理の総括 11 市税・諸収入の減免、周知 12 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 13 費用の出納及び物品の調達 14 義援金、救援物資の収配等 15 その他各部の事務に属さないこと
情報部	1 復旧・復興等に係る広報・広聴 2 情報の収集・提供等 3 写真等による情報の記録・収集等 4 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援

	5 ボランティアに関すること
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談窓口の設置 2 安否情報の収集・伝達等 3 要配慮者の生活再建 4 臨時収容施設の運営 5 福祉施設の復旧支援 6 保育所園児の保育支援 7 保育所園児の応急保育、保育の復旧 8 他部に属しない生活支援及び保護
医療対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）の提供、被害調査、復旧等 2 住民の健康維持、保健衛生 3 食品衛生、水質検査等 4 感染症の予防、対策等 5 赤十字標章の返納
経済観光部	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の復旧・復興支援 2 復帰住民の就職支援 3 観光業の復旧・復興支援
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業の復旧・復興支援 2 農林道・ため池・漁港等施設の状況確認・復旧・復興・情報提供
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路（農道、林道を除く）の状況確認・復旧・復興・情報提供 2 応急仮設住宅等の手配・建設・供与 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の復旧に関する連絡調整等 4 武力攻撃災害の復旧等 5 市街地等の状況把握、復旧 6 公共土木施設等の状況把握、復旧 7 用地の確保、土地の使用・提供等 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 土木資機材等の手配 10 建築の制限、緩和等 11 被災者住宅の再建支援 12 特殊車両の通行許可 13 市営住宅の提供、復旧
環境下水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1 入浴施設、トイレ等の確保・提供 2 遺体の処理、埋葬 3 廃棄物、し尿の処理 4 下水道施設、設備の復旧 5 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等
議会部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会に関すること

文教部	1 児童生徒・幼稚園児の就学・進学・就職支援 2 児童生徒・幼稚園児の応急教育、教育の復旧 3 児童生徒等のPTSDに関すること 4 避難所の確保、開設、運営に対する協力 5 文教施設等の状況把握、復旧、提供 6 文化財の修復等
医療部	1 市立病院の医療、助産、復旧
水道部	1 上水道施設の復旧 2 復帰住民への応急給水
消防部	1 消火及び情報伝達
対策支部	1 住民への各主管部局の対応協力

(2) 県

機関名	内 容
共 通	1 県民生活の復興 2 教育の復旧、復興 3 産業の復旧、復興 4 県土の復旧、復興 5 公共施設の復旧 6 住宅の再建などの支援

(3) 指定地方行政機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内 容
共 通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 危険な瓦礫の除去 (2) 施設等の応急復旧等 ※ 災害派遣規定(自衛隊法第83条)は、武力攻撃災害に適用されず

(5) 指定公共機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※ 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はなし

(6) 指定地方公共機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※ 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はなし